

川崎市告示第197号

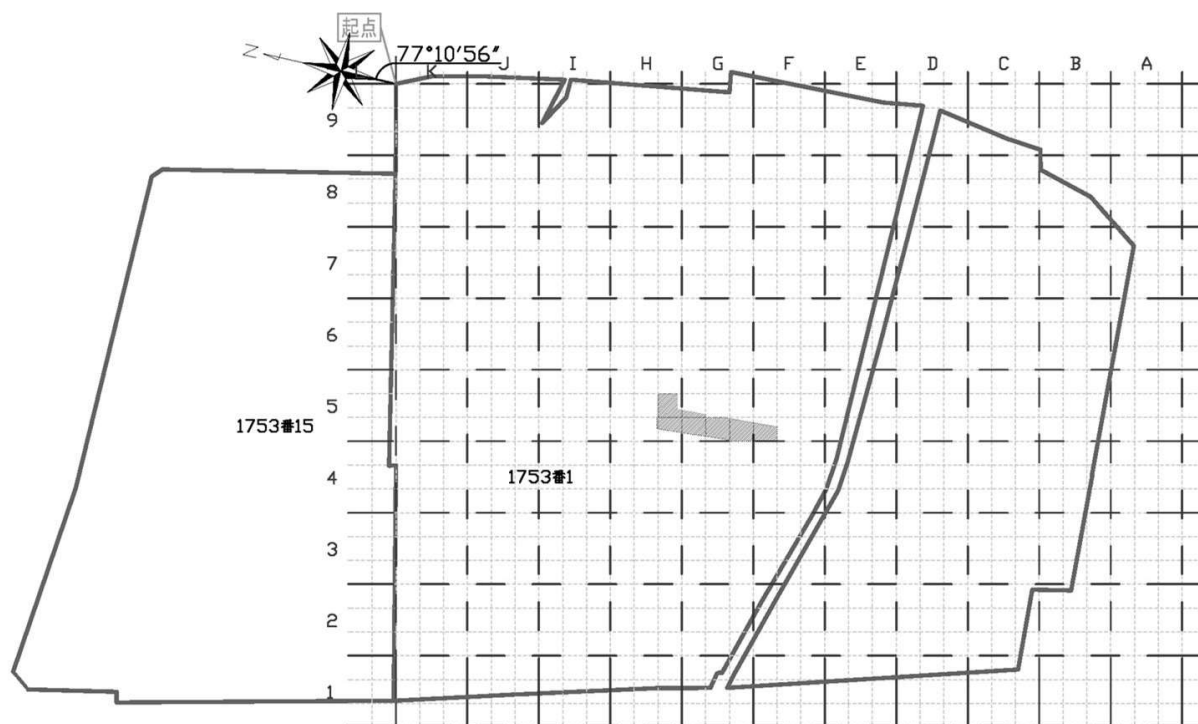
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和7年4月9日

川崎市長 福田紀彦

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
川崎市中原区下沼部字玉川向 1753 番1の一部(別図のとおり)
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
該当なし
- 4 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第58条第5項第10号から第13号
までの該当の有無
該当なし



起点は、過去に設定した中原区下沼部字玉川向1753番1の最北端を起点とした。
 起点から東西方向及び南北方向に10m間隔で引いた線により格子状に区画し、単位区画とした。調査対象地の単位区画の数が最小になるように格子の線を77° 10' 56" 回転した。